

思います。最初に市長に答弁いただきましたように、他市に劣らないようなそういう計画を作成するにはそれなりの準備と調査と研究と、それこそ多くの理事者の、職員の皆さんと、それと同時に、それに絡む諸団体の皆さんの声や市民の、当事者の皆さんの声が必要なのだらうと思うのです、他市に劣らないものにするということとは。

それと、今、野沢さんから言われました庁舎内の高齢化推進会議、これがこれまで一年いろいろ研究し、視察に行つて勉強されて検討されてきたものも十分生かされるものも当然中には入っているわけで、ぜひこれはそういう立場で、机の上だけでつくるのではなくて、ぜひ市民の皆さんや各団体やそういうところの意見を聞きながらつくっていただきたいというふうに思います。早ければいいというものでもないですけれども、遅いともっとまずい、最後が切られてバタバタと終わっちゃったというのでは困りますので、ぜひよろしく願います。

あとは、見舞金も家賃も白内障もぜひ努力をしていただきたいと思います。乳幼児もあれです。ごみについて、ぜひよろしく願います。いろいろ市民の皆さんは、ふれあい祭りでも缶を五つ持つて行けばトイレトペーパー一個もらえ、そういうのがありまして結構集まってきました。そういう点では非常に関心はあるし、自分たちでできることは何かしたいという気はあるのですね。ただ、市民は一人は一人ですから、その要になる行政が旗を振ることによって一人一人の意見が、思いが実績としてつながるわけですから、ぜひそういうところを力を入れていただきたいと思います。

私、最後に市長にぜひお願いしたいと思うのですけれども、福生市の高齢者福祉につきまして、この十年戦略がすべてだとは思っておりませんが、東京都の作成した計画、それに見合つて国や都からのいろいろな指導が下りてきて、いろいろありません、福生市の地域保健福祉計画ができるのだと思うのですね。そういう中で、それこそ最初に答弁いただきました他市に劣らないような高齢者福祉計画をぜひとも、これからも常に頭の中に置いていただき、市長としての仕事を励んでいただきたいと強く要望しておきます。ありがとうございます。

○議長（赤星行人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（一番 大野悦子君登壇）

○一番（大野悦子君） 通告に基づきまして二点一般質問をいたします。

まず、ごみの問題について、現在、環境問題の一つの課題として、ごみの問題が大きく取り上げられております。ごみの問題は人間の生産、流通、販売、消費、廃棄のシステムの中で、最後の廃棄の段階を問題としております。これからの都市のごみの問題として環境対策、資源エネルギー対策の視点に立って考えていかなければならないと考えます。今、ごみは単に処理するということだけではなく、出されたごみをいかに環境を汚さずに可能な限りリサイクルしていくかということが大事なことであり、広い意味での環境行政の転換を図ることが必要なことであると考えます。

過日ですが、ごみの問題を考えるシンポジウムで、私たちが二十一世紀を迎えるにあたり、ごみの最小限化を目指した循環型社会経済システムを構築していくことを目標に、生産から廃棄に至るまで、事業者、市民、行政の三者が一体となった減量化、再資源化のシステムづくりの資源の有効利用や、有害廃棄物の規制と強化及び収集、運搬、処理、処分すべてのにおける環境付加の軽減による環境の保全、また、一般廃棄物については地域性を踏まえ、それぞれの自治体の主体性を尊重し、特に市民参加によるリサイクルコミュニティの都市づくり、そして近隣市町村の連体強化という提言を聞いたところであります。

自分の今住んでいる地域でこのことをいかに具体的に実行しているか、市民の役割、行政の役割、また事業者の役割として、今日のごみ問題を広く地球環境の問題としてとらえ、市民、事業者、つまり商店などですが、ごみの減量化、再資源化について意識の啓発を図っていただくようなことが大事なことになるのかと考えますが、その点についていかがでしょうか。

新聞紙上に掲載された、実際のいろいろな自治体の取り組みなどからも苦悩の一端を見ることができるような気がいたします。例えばアルミ缶や牛乳パックの回収に報奨金を出すとか、空き缶圧縮機の無料の貸し出し、また、コンポストや処理容器の購入に補助金を出すとか、さまざまなことが出ておりました。

先日の広報でも「混ぜればごみ、分ければ資源、分別収集に御協力ください」ということが冒頭にありました。そして「正しく分けて出してください」というふうに書かれてありました。これは燃えるごみ、燃えないごみ、また燃やしていけないごみなどの、今ひとつ詳しい、よくわかるような言葉の説明が必要なのではないかと、あの広報を読みまして私は考えました。

また、福生市では牛乳パックの回収が始まりましたが、これはまだ始まったばかりですが、どのような状況でしょうか。幾つぐらいのポストがあって、市民の反応などはいかがでしょう。また、学校での様子など、この辺のことも教えていただきたいと思っています。

ごみの問題は大変大きな問題であり、課題であると思います。でも、今できるところからやらなければならぬ大事なことだと思います。先日、リサイクルセンターの見学もいたしました。アルミ缶やビンが袋から出され、一つずつ人の手によって分けられております。このようなものは、きちんとまとめて家庭から出すことは十分可能だと思います。出されたアルミ缶やビンをそのまま集めてもらえればセンターでの処理も少しは楽になるのではないかと思います。牛乳パックなども、先ほど申し上げましたが、やはり家庭から出しやすく、日常のごみの収集のコースに乗せるなど、将来的にはそのようなふうに出しやすくということの配慮などもどうかと考えますが、その点もいかがでしょうか。特に減量化、リサイクル等の今後の推進策について、先ほど申し上げたようなことについて、具体的な考えをよろしくお願いいたします。

それから二点目、ホームヘルパーの充実について。昨年の六月、福祉八法が改正され、高齢者の医療、福祉サービスの供給は市町村が行うことになったという記事を読みました。各市町村が一九九三年四月を実施年度とすべく、地域老人福祉計画を策定しなければならぬとあります。これについて聞いたところですが、今、西多摩の各市町村は地域福祉計画策定のため、高齢者や障害者、ひとり親などの実態調査を

始めるようです。西多摩の各自治体は日本開発システムという民間会社に調査を委託する方針であると聞いたのですが、この件については、私は市民の福祉計画をつくるに当たっては、市の福祉課が直接実態調査をすべきではないかと考えましたが、いかがでしょうか。

ホームヘルパーの充実という項目を挙げましたが、今、在宅のお年寄りを支えるホームヘルパーは、高齢化社会が進む今、注目される仕事のひとつではないかと思えます。一昨年、厚生省が示したゴールドプランというのを見ますと、目玉としてホームヘルパーを今世紀末に十万人計画というのがありました。しかし、なかなか希望者が少ないということも新聞で読んだところです。これは一例としてですが、ぜひ話をしてほしいということなので、一つの例を申し上げます。先日、緊急でヘルパーさんを頼みたいという相談を受けました。八十歳近い御夫婦と息子さんの三人家族の方です。家の中の家事を全部やっていたおばあちゃんが脳梗塞で倒れ、入院していた間はよかったのですが、退院したからがとても大変なわけです。買物から食事の世話、特にリハビリのために病院へ通院のため仕事を休んで病院に行かなくてはならないということ。そして、一つの問題点としてこの方はリハビリのために週少なくとも一、二回は通院をしなければなりません。ところが、ここでヘルパーをお願いしたのですが、病院が立川なので、つまり市内ではないためにヘルパーの付添いが無理であるということになったそうです。病院を市内に変わったかどうかと言われたのですが、ずっと診ていただいた病院をそう簡単には変われないということでした。その方は一日に三時間というヘルパーの限られた時間ということを聞いたそうなのですが、その範囲の中でならば、付添いをもう少し融通のきく対応ができないのかということをお聞きしました。私自身としても、この点についてももう少し融通の配慮ができないのかということをお尋ねいたします。

それから、これは先日全国的に注目されたこととして、長野市で嘱託身分のヘルパー全員を社会福祉協力議会の正規職員にしたという記事を読みました。この身分改善によりヘルパーの数が急増し、八九年に五十六人だったのが現在百三人、近く百二十人になり給与もふえたという記事、これが出ておりました。こういった身分保証や待遇改善という取り組みはとても大事なことで、私はこの記事を見て考えましたが、こういう他市の例を見ていかがお考えでしょうか。

現在、市ではヘルパーさんが四人と聞いております。また、登録している方も数人あるということです。長野市のような身分保証や待遇改善によりとにかく人材をふやすこと、そのことにより利用者の多様なニーズにも応えていけるような土台づくりになるのではないかと、今ふうに考えましたが、福生市ではどのような対策を考えていらっしゃるか、そして今このヘルパーさんに対する希望者等、現在の状況をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大野議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

最初にごみ問題についてでございますが、御案内のとおり、福生市でのごみ収集方法は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの四分別にし、収集しております。この中で不燃ごみはリサイクルセンターで、さらに資源ごみは焼却ごみ、埋立てごみに選別をし、ごみ減量を図っております。御質問は、市民の段階で直接できる分別を考えた方がよいのではないかと、今思いますが、この件につきましては、ごみ減量推進協議会の中でも検討をしているところでございます。その中で資源ごみの日を設定し、市民がごみを出す段階で資源ごみだけを分別すべきであるとの提案が出されました。これを受けまして現在検討しているところでございますので、よろしくお願いいたしますが、あと、詳細につきましては担当部長より補足答弁をいたさせていただきます。

それからあと、ホームヘルパーの確保についての御答弁を申し上げます。高齢化に向けての在宅福祉サービスの実施は、地域の中で安心して生活するための重要な柱と考えております。現在市では、市のホームヘルパーと家政婦協会に委託してホームヘルパーサービスを実施しているところでございます。また、平成三年度に社会福祉協議会に財源を補助いたしました。平成四年度からその果実でふれあい基金を創設し、有償家事援助サービス事業を実施いたしますので、ぜひとも御活用いただくようお願いを申し上げます。次第でございますが、これまた、詳細につきましては担当部長の方から補足答弁をいたします。

以上で大変簡単でございますけれども、大野議員さんの御質問に対します答弁いたします。

○市民部長(岩崎好亮君)

自席より、大野議員さんのごみについての市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、牛乳パックの現状はどうなっているのかという御質問でございましたが、現在、十一月一日から市役所の方で受け付けておりまして、たくさんまとまった団体とか御家庭があれば、私の方の職員がいただきに行く、もらいに行くというような制度を取っております。それで、現在のところ八百キログラムぐらい牛乳パックが集まりました。なお、その中には第二小学校の生徒でございますが、先生と一緒に来られまして、二千枚ほどの牛乳パックを持って来ていただいて、協力をしていただいたということでございます。

それから次に、不燃ごみと可燃ごみ、そのことのわかりやすさという御質問でございますが、それは確かにごみの選別の仕方がなかなかわかりにくいと言うか、徹底がされないということで、私の方もPRについて、わかりやすいPRをしたいと思っております。例えば可燃ごみはこういうごみですというようにございまして、そういうようなことで、分類の方法等につきましてもいろいろPRをしたかどうかというふうに思っております。これもごみの減量推進協議会等でもそのような御意見等もございましたので、これからPRに努めてまいりたいと思っております。

その次に、いわゆるリサイクルを含めて出しやすい方法はないかという御質問でございますが、これもいろいろ検討はしております。かごに出した方がいいのか、あるいは袋に入れて可燃ごみ、不燃ごみを出した方がいいのか、あるいはそのままステーションを、いわゆる置く場所をどうしたらいいのか、今現在のところ検討中でございます。かごで出す場合には置き場所の、いわゆるこれは可燃ごみですよというかごで出す場合のやはり長所短所がございます。それから、ずぶで出す場合にも長所短所がありますので、どういう方法が一番出しやすく、いわゆる収集しやすいかということを現在検討中でございます。

○教育次長(矢崎茂夫君) 牛乳パックの件につきまして、学校の様子ということでございますけれども、現在、学校では飲用後はそのまま廃棄という状況でございます。ただ、学校におきますところの牛乳パッ

クの再利用の条件といたしましては、飲み終わった時点で水洗いをする、あるいはパックを切り開く、あるいはパックを乾かすという三つの条件があるわけでございまして、こういった条件を食事後の短い時間の中でどうクリアしていくのかという問題があるのかと思います。この辺についても今後十分に研究はしていかなければこのごみ問題の対応にはならないのではないかというふうに考えております。今後十分検討いたしたいと思えます。

○福祉部長（石川和夫君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

ヘルパーを利用すること、あるいは利用状況というようなことでございますけれども、まず、利用なさる場合には申請をしていただきまして、その要否を調査いたしまして、それによって派遣するわけでございます。サービスの内容といたしましては、身の回りの世話、食事の世話、洗濯、掃除というふうなことが含まれるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、そのような形で現在進めさせていただいていくということでございます。

ちなみに、福生市におきましては、四名のヘルパーがおりまして、一応二名が高齢者、二名が障害者というような形で派遣させていただいております。平成二年の実績におきましては、職員は延べ八百七十二回携わっているということでございます、これは老人ですけれども。身障者の場合におきましては、奉仕におきましては八百五回ということでございます。また、このほかに家事援助というふうな形では、老人におきましては千五百十三回、身障におきましては千四百九十二回というふうな形で援助させていただいているということでございます。

後先になりましたけれども、実際には派遣回数ということ、基本的には一週六日間ということで、十八時間を限度という形で派遣させていただいているということでございます。現状では大体一週間に二日でございます。半日単位でございますけれども、しておるといふ状況でございます。最高行っておりますのは三回とふうな形になっております。

それから、家政婦協会につきましては三時間を単位として、それぞれ午前、午後という形になっておりますけれども、実施しております。利用なさる方には利用券を発行いたしまして、利用させていただいて

いるという状況でございます。

それから、福祉計画におけます調査でございますけれども、先ほど原議員さんの御質問にもありましたけれども、これにつきましては今後研究させていただくということでございます。よろしく願います。

○一番（大野悦子君） 自席より発言させていただきます。

ごみの牛乳パックの件なのですけれども、申し上げたいのは、今少しであっても、とにかくできることからすぐやらなければならぬし、意識の啓発が大事なのではないかということを申し上げたわけなのです。そして、実際に、これは学校でと言いましても個人の先生の意識なのですが、クラスでそういう給食のときに飲んだ牛乳パックをきちっと整理して集めている方がいらっしゃいます。それを私いたできまして、具体的に「ブラジルの貧しい子たちにノートを送ろうよ」というような運動がありまして、その説明をしますと子供たちが本当に一生懸命よくやるのですね。それをやるのがどういふことになるか、例えば減量にもなるし、そのことがこういうふうの意味があって、効果があるのだと、そういうことを納得しますとよくできると思うのです。そういうことを見せながら、やはり子供にもまずできることからやらせたいと思えますし、そういうふうな積極的に動いてほしいなというふうに思います。

それから、ごみの場所の問題なのですけれども、こういうことに関しては具体的には、例えばアンケートを取るなり、よそでの自治体の様子を聞くなりして、前向きにぜひ早急に取り組んでいただけたらと思えます。出している、特に主婦とかいい知恵があると思えますので、その辺の意識調査、アンケートなど前向きに進めていただきたいと思います。

それから、先ほどのホームヘルパーの件なのですけれども、一番お聞きしたいのは、時間の範囲の中で、とくかく病院が福生市ではないので付き添いができないということになってしまったのですけれども、その辺に対して融通が何とかならないのかというふうなことを聞かれたわけなのです。私もその限られた時間の範囲であるならばそのようなことはしていただけないのか、そのことに対してのお返事をいただきたいと思えますので、もう一度お願いしたいと思います。よろしく願います。

○福祉部長（石川和夫君） これにつきましては、先ほど市長の方から御答弁させていたideしておりますけれども、本年度社協に対しましてふれあい基金というふうな形で補助金を出しまして、社協におきましては来年度実施に向けまして、現在準備を進めておるわけでございますが、有償サービスというふうな形で今準備を進めておるところでございます。これにつきましては、内容につきましては、家事援助的なサービス、また介意的な介護サービスというふうなことをサービス内容といたしまして考えております。食事、衣類の洗濯、あるいは住居の清掃、整理整頓、買物というふうなこと、あるいは介護サービスとしては外出の介助、一般家事を考えているというふうなことでございます。これにつきましては、それぞれ利用なさる方、あるいは協力なさる方、社協に登録していただきまして、一時間六百円というふうな有償になりますけれども、購入券を求めていただいで利用していただくというふうな形になります。いずれにいたしましても、このような形でやっていくわけですが、ここで社協におきましては協力会員の募集を始めたところでございます。いずれにしても、来年の四月からこういうような形で実施していくというふうなことでございます。もし御利用なさる場合には、社協の方に登録していただくというふうな形になるかと思ひます。以上でございます。

○一番（大野悦子君） 今のおっしゃったことはわかるのですが、実際に病院が立川であって、そこでの付添いが市内でないからだめだということだったのです。それに対して三時間の範囲でやってもらえないかということをお聞きしたかったわけです。市内に住んでいますね。ですから立川の病院ですから、市外なのでできない、でも三時間の範囲ならばいいのではないか。

○福祉部長（石川和夫君） 利用できます。市内の方であれば、登録していただいで立川に行く場合にも利用させていただきます。ただ、交通費等につきましては、実費を御負担していただくというふうな形になりますけれども、利用できるようなことになっております。

○一番（大野悦子君） できるというふうな確認でよろしいわけですね。はい、ではよい返事を持ち帰れますので、ありがとうございます。ぜひよろしく願ひいたします。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十四分 休憩

午後一時二十六分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君） 介護というふうなことでございましたので、私、説明不足で大変申しわけございませんでした。病院に移送するというふうな形になるかと思うのですが、現在、ボランティアにおきまして移送サービスをさせていただいでいるわけなので、今も社協の方に申し込んでいただきます利用できますので、社協の方に申し込んでいただければと、そんなふうな思ひわけでございます。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十七分 休憩

午後一時三十一分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番（大野悦子君） 私もちよと言葉不足で食い違ってしまったのですが、ただいま確認をいただきまして、そして、病院への移送サービスが社協への申し込みによってできるということで確認してよろしいわけですね。よくわかりましたので、この返事を持ち帰りたいと思ひます。ありがとうございます。終わります。

○議長（赤星行人君） 次に、二番田村正秋君。

（二番 田村正秋君登壇）

○二番（田村正秋君） それでは、先に通告いたしました一般質問を行わせていただきます。三つの項目からなっています。よろしく願ひいたします。

まず、一点目といたしまして、福祉対策について、重度肢体不自由児の通所訓練所の設立について質問

させていただきます。市内在住の重度肢体不自由児が村山養護学校であるとか、他の特殊学校等に通学しております。通学している子供たちも徐々に卒業する時期にきています。また、次々に重度肢体不自由児も入学すると聞いております。ところが、こういった重度の障害を持っている子供たちが卒業後、作業する、あるいは通所するところがありません。卒業後、今まで学校生活で培ってきた障害者の機能は低下し、障害も一層進んでしまう恐れがあり、健康面でも生活リズムも崩れ、ひずみが生じてきます。また、大きな障害者の移動の困難さや、体力の落ちた父母が一日中介護しなければならず、社会性も閉ざされ、負担は倍増します。今後の福祉施策の中で、重度障害者の通所施設施策について、ふえる方向である重度障害者についてどのように理事者側は検討、把握しているかお伺いしたいと思います。

次に、生活寮について。身体障害者を持つ家庭の中で、将来親が高齢化したあと、障害を持った子供たちの行方を案ずる親が多いと言われます。現在、市内の障害者を持つ親の中で勉強会を通して生活寮を目指す方向に動いています。障害者が助け合い、ともに生き、なお二十四時間生活でき、対応できる、そういった福祉施策のあり方について、障害家族の高齢化を考えると、直接的な施設の設置が必要であると思いますが、今後のあり方について理事者側はどのように把握、検討しているか、お伺いします。

次に、外国人対策について。市内における外国人労働者と家庭等についてお伺いします。労働力不足が厳しさをます中で、外国人労働者の労働市場への参入が急増しています。特にアジア、中近東、南米等、諸国の労働者が多く市内のいたるところでもその姿を見受けられます。飲食店も外国人のためのような店も見られ、また不法滞在者、正規労働ビザを持った人々、さまざまな国からさまざまな理由で来日して来ます。このような市内の外国人労働者について、現在の正確な人数の把握はどうなっていますか。また、生活様式が異なる文化の差についても理解していかなくてはならない問題であると思いますが、現在、市内の外国人労働者等について、理事者側はどのように把握、検討しているかお伺いします。

次に、公民館活動での取り組みについて。先日の健康まつりの中で外国文化を知る一環として、イベントの中でそれぞれの国の言葉、食べ物等について接触することができました。公民館活動の場での取り組みについてはかなり以前から行われていましたが、今、各所で問題になっている外国人に対して、一番市

として取り組める場所ではないかと考えますが、現在の公民館での取り組み、国際化の中での福祉のあり方、また、今後の市民に対するアピールはどのようにするか、また、外国文化の違いの立場からどういう活動を目指しているかお伺いします。

次に、印鑑証明について。市内在住の方の中には、ひとり暮らしであったり、寝たきりであったり、体に障害を持っていたりする方がさまざまな用事で印鑑証明であったり、戸籍謄本であったり、おのの証明が必要になったりすることがあります。しかし、体にハンディがある人にとっては移動することに對し大変なエネルギーを必要とします。また、車で来庁しても駐車場が満車で入ることができないことが多くあります。こういったときは大変な苦痛であり、市民へのサービスを考えると、移動ができない人々へ印鑑証明等の出張サービスを実施したらどうかと思いますが、理事者側の考えをお聞かせください。また、他市との絡みの中でどのように対応しているか、他市との状況も教えてください。

以上三点でございます。よろしくお願ひします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 田村議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

福祉対策についての第一点目、重度肢体不自由児のための通所訓練所の設立についてでございますが、市でも心身障害者施設の一環として通所訓練施設、いわゆるれんげ園でございますが、創設いたしました。実生活が営めるよう日常生活訓練を中心に訓練を実施しておりますけれども、今後の通所予定者を考えますと重度身体不自由児の受け入れは極めて困難であり、東京都等の施設への入所措置が行われるよう積極的に働きかけなければと存ずるところであります。

また、次に第二点目の障害者の生活寮について御答弁申し上げますが、この生活寮につきましては、確かに障害者を取り巻く家族の高齢化を考えてみますと必要なものと存じますけれども、この問題につきましては、今しばらく時間を与えていただければと存ずるところであります。できますれば、御父兄の方々の生活寮について今少し固めていただいてから後に、市としては財政援助等で御協力をすることもできるのではないかとおもうに思っております。

それから次に、第二点目の外国人対策についてお答えいたします。まず、市内における外国人労働者等、家庭等についての御質問で、外国人労働者問題についてどのよう掌握しているかということでございますが、外国人の就労につきましては、市町村においては取り抱える事務ではございませんので、市としては、もうその状況については掌握はいたしております。現在、私どもが把握しておりますものは、外国人登録法による登録でございます。そして、この外国人登録の状況から見ますと、この一年で約二百人ほどの外国人の増加が見られ、最近の傾向といたしましてはブラジル、イラン、パキスタン、ペルー、フィリピンという国の方々の登録がふえてきております。

当市では、第二期の総合計画におきまして、美しさと国際性の高揚を掲げ、まちづくりを進めていこうというふうな事になっておるわけでございまして、結局のところ、大きな柱となりますのは、外国人にも住みやすいまちづくりであり、市民の国際性を一層育み、高めるまちづくりが市として進めていく国際化施策ではないかというふう存ずるところであります。

また、次の外国人対策についての、二点目の公民館活動での取り組みについての御質問は教育委員会から答弁いたします。

次に、印鑑証明等についての御質問に御答弁申し上げます。老人、障害者等に持参することについてでございますけれども、印鑑証明につきましては、現在、福生市印鑑条例等に基づき印鑑登録証を提示した方へのみ交付を行っております。印鑑証明書の交付につきましては、親子、兄弟といえども財産権の関連から大変重要なものでございまして、したがって、現行の交付方法により慎重に行わざるを得ないというふうな思っております。

また、戸籍の謄、抄本、住民票の写し等の交付につきましては、プライバシー保護の関係で、一部申請者、あるいは記載の制限はございますけれども、郵便による請求交付を行う方法もございますから、それらの制度を御利用いただきたいと思います。なお、他市の状況でございまして、戸籍の謄、抄本を宅配する計画があるとのことでございます。二十七日市につきましては、現在のところ実施しているところ

はございません。

以上で田村議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 外国人対策についての二点目、公民館活動の取り組みについてお答えをいたします。

公民館本館で「ゆうあい福生」というボランティアの市民団体が中心になりまして、日本語と日本の生活習慣を学ぶ機会として、外国人を対象に月曜日午前中と金曜日の夜間に交流活動がなされています。これらの活動を側面から援助するために場所の確保や必要な印刷物等、できるだけ要望に沿えるよう努力はしておりますが、外国語が話せるボランティアに頼らざるを得ない現状です。しかしながら、今後公民館としては教材の購入、費用援助や活動できる人材の育成や層を広げるための研修会の開設等も研究課題かと考えております。

なお、参考までに月曜並びに金曜の現在の状況ですが、月曜日の午前中はサンパギータという、このサンパギータというのはフィリピンの国の花、国花の名前だと思っておりますが、そういう名前のサークルが行っておりまして、外国人参加者は毎回ほぼ三十人ぐらいです。国籍で言いますとフィリピン、アメリカ、フランス、インドネシア、タイ、イラン、ペルー等の方がお出でになっております。それから、金曜日の夜間の方は「ともだち」という名前のサークル名の方々が担当しておられまして、毎回二十五人前後の方が常時参加しております。国籍はアメリカ、インドネシア、ペルー、中国などでございます。

以上です。

○二番（田村正秋君） それでは、自席から再質問させていただきます。

今、市長が第一点目の福祉対策の重度障害者の問題について答弁していただきましたが、本当は地元にも、れんげ作業所という立派な建物があるわけですから、その中で本来対応していただければ一番いいということなのですが、れんげ作業所の規則の中に、身辺の自立ができないと通所できないというふうなことで言われていますが、今、一人重度の方が通所しているということ、その方はある程度、トイレとかそういったものができるからというふうなお話だったというふうなことを聞きましたけれども、これから、私

の方の実態調査というのなかなか数が限られているのですが、やはり、これからある程度実態調査に基づいた角度でそういった障害者のあり方というものを検討していただきたいと思うのですが、一つにはれんげ作業所の枠の拡大について、市長が御答弁なさったのですが、福祉部長の方からもう一度その辺の実情、あるいは毎年一人づつであるならいいとか、あるいは二人だったらいいのであるとか、そういった本当に数の少ない障害者の対応だったらある程度できるのではないかとと思うのですが、その辺の枠のあり方についてはどのようにお考えですか。

それと、やはり今度そういう障害者の実態調査、それから私の方に報告されている例ですと、まだこれから就学する前のお子さんでかなりそういったお子さんがいらっしゃるという話を受けているのです。ですから、その辺の調査についても、やはりこれから必要ではないかと思うのですが、その辺について再度お願いいたします。

次に、生活寮の問題なのですが、これも決算委員会でお聞きしまして、これから前向きに取り組んでいきたいという答弁だったと思うのですが、実際に今、れんげ園の中に御両親が亡くなったという方がいらっしゃるのです。そうすると自宅でありまして、御両親が亡くなりますと、やはりその家族、兄弟にしても結婚ができなかったり、その人のためにずっと人生をひきづっていくという経過の人もここで出てきているということがありました。こういったことを考えますと、やはり二十四時間、あるいは三百六十五日近い、そういった障害者の生活寮が必要ではないかと思うのですが、親たちも当然障害者とともに年をとってくるわけなのですが、その辺での福祉部長の方の見解というのをぜひ聞かせていただきたいと思います。

次に、外国人の問題なのですが、先日多治見市の方に十二人の議員さんとともに行ってきたのですが、ここでも一般質問で外国人労働者の問題についてどのような考えを持っているかというふうなことが、一般質問でやられていたのです。それをちょっと見たのですが、やはり答弁としては大体同じような答弁だったのですが、前にも私は外国人労働者、あるいは外国人の問題についても一般質問したのですが、そのときから比べてもう町を歩いている人が絶対数多いのですね。そして、平成二年の事務報告にはペルー人

が七十九人、ブラジルが六十三人ということ、この人たちは、先日、遠藤さんの方も質問なさったのですが、お子さんたちが実際に学校に来ていて、何とか語学ができるような、そういった制度にしてくれというふうなことなのですが、私も同じような気がするのです。教育長のお子さんに対する、いろいろアポイントメントする案内書は簡単なのはつくってありますということなのですが、やはりこれからは英語版、市の英語サービスの本が出ましたけれども、英語以外でもそういったサービスをすべきではないかと思うのですが、そういったサービスについてのこれからの問題等についてお願いします。

それと、公民館の対応についてはわかりました。やはり、これから特に子供たちが育っていく中で、特に国際化、あるいは高齢化、あるいは情報化という三つの柱からなる、そういうふうな時代になっていくのではないかと思うのですが、特に日本人というのは、これからどんどん海外へ進出していくという中で、やはりアジア人に対しては円高でかなり強気でいられたり、あるいはアメリカ、ヨーロッパ系の方に関しては、やはりなかなか卑屈になってしまったりというふうな中で、やはり情報化の問題、国際人を育てるという中で、国際化、情報化の問題の中で、もう少し積極的に外国人問題を含めて取組ができるのではないかなと思うのですが、その辺の問題等については、総務部長はどのような見解を持っているかお尋ねします。

次に、印鑑証明の問題なのですが、これはちょっと関連質問なのですが、先日吉沢議員さんの方から自動販売機の問題であるとか、いろいろな例を上げていたのだいて、本当にこれからの市民サービスに対してやはりもう少し素早く、あるいは簡素化できないかというふうな問題を感じるので、死亡届け、これに關しては、休日でも埋葬の問題があるから発行していただけないかということなのですが、各証明書に対して素早く対応する、市民サービスについては、将来的についてはどのような見解を持っているのか、あるいは窓口の時間延長についてもこれから取り組んでいたかなくてはならない問題ではないかと思うのですが、その辺についても再度よろしくお願いします。

○議長（赤星行人君） 二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十七分 休憩

午後二時十分 開議

○議長（赤星 行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君） それでは、何点かにわたりまして御質問いただいておりますので、御答弁させていただきます。

まず、れんげ園の枠の拡大というふうなことでございますけれども、れんげ園につきましては、通所可能というふうな形の中で、進めさせていただいている中で、現在入所されている方々は羽村の養護学校、あるいは村山養護、小平養護からの方々でございまして、来年あたりには四名ほど入所されるというような形にはなっております。いずれにいたしましても、れんげ園の重度の方の入所につきましては現在のところ考えておりません。

それから、就学前の調査というふうなことでございますけれども、市独自の調査についてはなかなか困難でございまして、現在は一歳三ヵ月検診、あるいは三歳児検診、また保育園等々に通園する中で、そのような方がおられれば、児童相談所、あるいは保健所等々と相談する中で、親御さんの理解の中で判定しているというような状況でございします。

それから、二十四時間、あるいは三百六十五日のケアの問題でございしますけれども、やはり今までは障害者と高齢者もそうでございしますけれども、介護なりする方がいなくなれば即施設というようなことでしておるわけですが、施設等につきましても無限ではないわけで、どうしてもこれからの福祉をやっていくには、先ほども申し上げましたかもしれないけれども、在宅福祉というようなことをやっていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでございします。その中で、やはりそういったまちづくり、地域づくりが必要ではないのかなというように言えるかと思ひます。やはり障害者であるうと高齢者であるうと住み慣れた町で生活するのが一番望ましいことではないのかなと、そんなふうに思うわけでございします。これにはやはり地域づくりも含めまして、人づくりも必要ではないのかなと、そんなふうにいるわけでございます。いずれにいたしましても、生活寮等につきましても、先ほど市長が御

答弁申し上げましたように、私も今後の課題という中で研究をさせていただきたいと、そんなふうにいるところでございます。以上でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） 二点目の外国人の関係につきまして、二点ばかり御質問ございましたので答弁をさせていただきます。

最初に、英語版みたいな形で各言葉のそういう情報を提供できるような資料をつくったかどうかというお話でございました。ご存じのようにフランス語、中国語、ハンガール語、スペイン語、ポルトガル語、その外の各種の言語がいろいろと必要になってくるわけでございまして、現在の段階では、そのほか英語版以外、この前つくりました英語版以外のものを直接、現在の段階でつくるというような計画は持っておりません。ただし、それぞれの方々が市民として生活をされておりました、その方々に必要な情報というのはやはりあると思います。したがって、そういったことについては、場合によっては他のところでつくっております資料を差し上げる、あるいは市としての仕事についてこういう点で御協力いただかなければならないというので知らせるべきことがあれば知らせいくような、そういう部分的なリーフレットとかパンフレットとかといったようなものは考えていくことができるのではないかなというふうなことは思っております。いずれにいたしましても、具体的な問題の状況と言いますか、必要とされる情報と言いますか、そういったものをいろいろと教えていただきなから、今後検討していかねばならない課題かなというふうには思っております。

それから、二点目でございしますが、どこの国の人も同じような形での交流関係をもっていくのが望ましいだろうし、そういう活動をというお話だろうと思ひます。現在もどこの国がどうこうという形の進め方はしております、先ほど教育長の方から答弁ありましたように、公民館の活動の中にも英語圏の人、それから南米関係の人、東南アジアの人、も皆そろっているという活動してくださっているようにございまして、こういった方々と共通な形で外国の方々と一緒に生きていくということを、それぞれの場面でいろいろ考えていかなければならない課題というふうには思ひます。ただ、実際上は意識、あるいは歴史的な各種の問題等もあってなかなか共通に完全にわかりあえるというのは難しいことかも知れませんが

が、そういうことに向かつての努力は、みんなで努力していかなければならない課題だろうというふうには認識をしているところでございます。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君）印鑑証明等の発行についてのことで、手続き上のこと、あるいは時間的なことで御質問がありまして、一つは、時間延長の問題でございしますが、私どもとしましては、二十七市の状況等、あるいは時間の、いわゆる勤務時間の短縮というようなこともありますので、今後、市の全体の中で検討する事項ではないかと思えますので、これは今後の課題ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、自動交付機のことでございますが、各市の状況等を把握刷る中で、時代のいわゆる技術革新と言いますか、そういうようなことで、時代の推移というのはかなり早いものでございますから、そき時代に乗り遅れないような恰好で、この辺も検討しなければならぬのではないかと、こういうふうに思っているところでございます。

○二番（田村正秋君） それでは、三回目の質問をさせていただきます。

まず、重度肢体不自由児の問題なのですが、これからなかなか、私の知っている限りでは徐々に、年々ずつ入園する人たちがいるというふうな報告を聞いてますし、やはり卒業後の問題ですね。前にも一般質問しましたが、昭島児童学園が大人の施設に変わりました、卒業した障害児はそちらの方にというようなことも言われるのですが、やはり身近にある施設がそういった人たちを対応していただければ一番いいのではないかなと思うのですが、それと併行に市内の中にもやはりそういったある程度奇特な方がいらっしやいまして、そういう人たちをある程度一手に引き受ける。そして器をつくって始めようという場合は、そういった建物に対して補助を出していただけるのかどうなのか。それと、またこの福祉センター、いろいろと検討しているのですが、福祉センターの取り組みの中でも、やはりこういった重度の人たちがを容れる場所に関しても部長はどのように感じているのか。

それと、これは村山養護学校の文化祭のときのデータなのですが、この中に福祉タクシーの問題があるのですが、十一市の中では五市がガソリン券ということなのですが、ほかのところではどちらか選べると

いうことなのです。福祉は今タクシー券という形だけなのです。かなり村山養護なんかも遠いものですが、自家用車でいらっしやる方とか、あるいはタクシーを利用する方、さまざまな理由があると思うのですが、この辺を選ぶ、選択の権利ですね。この辺もこれから考えなくてはならないのではないかなと思うのですが、この辺のことについても再度お願いします。

次に、生活寮の問題なのですが、本当にありがたいございました。やはり先ほど一つ例を上げて質問しましたが、これから本当にひとり暮らしの障害者になっては本当に困るわけで、やはり生活寮的なものが必要だということで、かなり市民の方も一生懸命やっているわけです。決算のときも質問しましたが、ぜひこれもいろいろな調査も含めてこれからの課題にしていきたいなと思います。

次に、外国人の問題なのですが、今、野沢さんの方の答弁でわかりました。一つ、それとまた別の考え方なのですが、今、市内にいらっしやる、いろいろな理由で来られている外国人に対しては、これは当然市民としての扱い、直接税金を払う方と、住まいして間接的に払う方といういろいろな方法で住まわれている方、そういう方についてはやはり市民としての扱い、やはり市民としての位置づけだろうかなと思うのですが、その辺についても再度お願いします。

それとあと、市民部でいろいろな外国人の方が窓口に来られて、医療関係、特に体をこわしたからどこかに行きたいのだと、あるいは子供の問題、あるいはさまざまな問題があるかと思うのです。そして中には、私なんか先日市民相談の中で外国の女性の方と日本の男性の方が結婚して、それである程度参政権をもらったという、本当に在日外国人が日本人になって、それで市民相談を私たちに投げかけるという問題もあったのですが、窓口業務についてちょっとお伺いしたいのですが、結婚問題で、そういう結婚届けを日本人の方と結婚するというところで出しますね。でも、その国のいろいろな観点から結婚届けが受理できないというふうな状況があるというふうに聞いたのですが、その辺はどうなのかお願いします。それと、印鑑証明の問題なのですが、関連質問で申しわけないのですが、九月の議会でも小野沢議員さんから、来ても駐車場がいっぱいで、なかなか、さまざまな手続きの問題を、直接印鑑証明であるとかいろいろなものを取りに来られる、そして迷惑駐車でつかまってしまったとか、いろいろな問題があるのですが、